

事 務 連 絡  
令和 4 年 3 月 31 日

別記 御中

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課  
認知症施策・地域介護推進課  
老 人 保 健 課

老人福祉施設等の職員等に対する  
アレルギー疾患に関する正しい知識の普及について

平素より介護保険行政の推進につきまして御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号）に基づき策定された、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 76 号。以下「基本指針」という。）が改正されました。

改正後の基本指針第 5（1）エにおいて、国は、「老人福祉施設、障害者支援施設等に対しても、職員等アレルギー疾患の正しい知識が普及されるよう、職員等の研修受講等について必要な周知を行う。」とされたことから、今般、別添の依頼に基づき、「アレルギー相談員養成研修会」及び「アレルギーポータル」について、周知いたします。

つきましては、本内容について御了知いただくとともに、老人福祉施設等の職員等に対するアレルギー疾患に関する正しい知識の普及のため、「アレルギー相談員養成研修会」及び「アレルギーポータル」の活用について、会員の皆様への周知にご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

○（参考）2021 年度 アレルギー相談員養成研修会 開催案内

※下記 URL で、2022 年度に開催される研修会について情報提供がされる予定です。

（一般社団法人日本アレルギー学会 ウェブサイト）

[https://www.jsaweb.jp/modules/news\\_topics/index.php?content\\_id=586](https://www.jsaweb.jp/modules/news_topics/index.php?content_id=586)

○アレルギーポータル

<https://allergyportal.jp/>

○アレルギーポータル パンフレット

[https://allergyportal.jp/wp/wp-content/themes/allergyportal/assets/pdf/ap\\_leaflet.pdf](https://allergyportal.jp/wp/wp-content/themes/allergyportal/assets/pdf/ap_leaflet.pdf)